

Harmony通信 2012.11

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-271-6751 fax:022-271-6758



10月1日にリニューアルが完成した東京駅／花鳥様より

みなおします。
わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過労労働、賃金不払残業をなくしましょう～

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日～11月30日
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省では、長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知啓発などの取組を集中的に実施しています。

特に、下記3項目を、重点的に取組を行う事項としています。

- (1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減
 - ・時間外労働協定(36協定)は、時間外労働の延長の限度等に関する基準に適合したものとする事
 - ・特別条項付き36協定等により、月45時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月45時間以下とするよう努めること など
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ・産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また健康診断等を確実に実施すること
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施すること など
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底
 - ・賃金不払残業を起さないように、労働時間適正把握基準を遵守すること等

詳細はこちら:厚生労働省 ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

TOPIX

●分煙を求めた社員の解雇は無効

職場で分煙を求めたために解雇されたのは不当だとして、東京都内の男性が勤務先に解雇の無効と未払い賃金の支払いを求めていた裁判で、東京地裁は原告側の主張を認める判決を言い渡していたことがわかりました。判決では、会社に受動喫煙から労働者を守る安全配慮義務があることを認め、解雇を無効とし、未払いの賃金を支払うよう命じました。原告の代理人を務める弁護士は「受動喫煙対策を巡る解雇で、無効判決を勝ち取ったのは初めて」と話しています。

●大卒初任給 前年比1.2%減の平均19万9,600円

厚生労働省が「賃金基本統計調査」の結果を発表し、今年の大卒初任給が平均19万9,600円(前年比1.2%減)だったことがわかりました。企業規模別では、1,000人以上の大企業が20万2,200円(同2.5%減)であったのに対し、10～99人の小企業は19万6,500円(同3.7%増)となり、初任給での格差は縮まる結果もみられました。

●有給取得率 前年を上回る49.3%

厚生労働省が2012年の「就労条件総合調査」の結果を発表し、2011年の年次有給休暇の取得率が49.3%(前年比1.2ポイント増)だったことがわかりました。

●「共通番号制度」法案は衆院解散により廃案、先送りに

政府は、国民1人ひとりに番号を割り振り、住所や所得などを政府や自治体がまとめて把握・管理し、社会保障の効率化を進める共通番号(マイナンバー)制度を始める目標を、2015年1月から1年延ばすことを明らかにしました。衆議院の解散によって今国会に提出している同法案が時間切れで廃案になる見通しとなったためです。

●年金減額法案、年金生活者支援給付金法案成立

特例措置により2.5%高くなっている年金額を本来水準まで引き下げる国民年金法等改正案が、16日の参院本会議で成立しました。これにより2013年10月から2015年4月にかけて3段階で引下げが行われます。年間所得が77万円以下の年金受給者に月額最大5,000円を支給する年金生活者支援給付金法案も成立し2015年10月の実施を目指しています。

●新卒者約20万人が就職で「ミスマッチ」

内閣府は、今春卒業した大学生について、卒業生数と同数の約56万人分の正社員求人があったにもかかわらず約20万人が就職していなかったとする推計結果を発表しました。約20万人分の求人の多くが中小企業だったため、大企業志向の強い学生との間にミスマッチが生じているようです。

編集後記

今年も私共にとって大切な11月1日を迎えることができました。12回目。
 ???誕生日?(まさか!笑。)
 社会保険労務士の登録は2001年11月1日、私どもの事務所が最初の1歩を踏み出した日としている日です。
 あれから4,019日目の朝を迎えました。(365日×11年+閏年3回+当日。)
 昨日と変わらない朝、でも、何かが違う朝でした。
 ひとえに当時から今まで、当事務所を支えてくださっている皆様のおかげです。ありがとうございます。
 あと1年で干支一回り。
 1日目の気持ちを忘れず、4,020日目、そしてその後の毎日でも誠実に積み重ねていきたいと思えます。
 来年はどんな11月1日の朝を迎えるのかしら。
 今は、ただ目の前のことを丁寧に、一生懸命。
 cool head, warm heart 頭は常に冷静に、心は常に温かく。
 少しでも皆様のお役にたてるよう、勉強し、経験を重ねていきます。

Harmony通信 2012.11

#発行: 2012年11月10日

#編集・構成: 合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所
 Harmony社会保険労務士事務所
 Harmony行政書士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>